

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年11月10日（水）16時00分～16時50分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、小西係長、高木係長、横山係長、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当12名（テレビ会議システムによる出席）
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社より、本年11月5日に提出のあった実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）の概要について、主に以下の説明があった。
 - 実施計画変更箇所について
 - 固体廃棄物第10棟の概要について
 - 放射性固体廃棄物等の扱いについて
 - 放射性気体廃棄物の扱いについて
 - 敷地周辺の放射線防護について
 - 作業者の被ばく線量の管理について
 - 設計上の考慮について
 - 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 次回以降の面談において、固体廃棄物貯蔵庫第10棟を設置することの必要性、構成する設備の通常時及び事故時に要求する安全機能並びにその要求に基づく設計によって定めた各構成設備の仕様、貯蔵する保管容器の運用・管理の方法、耐震Cクラスとした線量評価の根拠、通常時の敷地境界線量評価において Co-60 を代表核種とした根拠等の申請内容の詳細を説明すること。
6. その他
資料：
 - 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に係る実施計画の変更について

以上